

平成 29 年度行政経営研究会

日時 平成 29 年 4 月 25 日（火）
午後 1 時 30 分～4 時 20 分
会場 静岡県庁西館 4 階第 1 会議室 A～C

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- （１）行政経営研究会設置要綱の改正
- （２）平成 28 年度報告及び平成 29 年度研究事項
- （３）意見交換

4 講演会

演題 「ファシリティマネジメントと財政健全化

ー公会計情報の活用に向けてー」

講師 大塚 成男 氏（千葉大学大学院 社会科学研究院 教授）

5 閉会

地方分権の新たな時代に向けて

～市町行財政総合相談窓口を設置しています～

平成 29 年 4 月

静岡県 地方分権・大都市制度担当理事

1 市町職員の皆様、日常業務や突発事案で悩んだり、困ったりしていませんか？

住民に身近な行政は、できる限り住民に身近な行政主体が手がけるべきとの地方分権の視点から、法定事務はもとより、本県においては多くの事務権限が市町に移譲されており、市町が自ら決め、権能を発揮することが重要な時代となりました。

しかし、住民ニーズが高まり、市町の仕事が増えてますます多様化する中、市町職員の皆様の中には、実務上の不安がある、マニュアル等がない新事態が発生してどう対処したら良いか迷うなど、悩んだり困ったりするケースもあると伺っています。

2 悩んだり、困ったりしたとき、県も一緒に考え、課題解決をお手伝いします！

一人で幅広い業務を担当することが多い市町職員の皆さんが、日々発生する事案や課題に対し、自分達だけで悩んだり、困ったりしているケースはありませんか？

県にも相談して、県や他市町の状況・具体的な対応事例などを知り、県と一緒に効率的に結論や手法を探る、あるいは意見を交換することで、不安を減らし、課題を解決していきませんか？

3 遠慮なく、県の「相談窓口」へ！

この「相談窓口」を通じた県のお手伝いが、市町職員の皆様の支えとなり、迅速で適切な事務処理の手助けになれば、地域問題の発生・拡大の防止や、住民満足度の向上に繋がっていくことになると思います。

また、市町の抱える課題は、実は県の課題でもあります。県も、市町職員の皆様からの相談事項を通じた対話などから、県が取り組むべき課題を把握し、今後の県の新たな事業施策のヒントを得ることができます。

*** 困ったことがあったら悩み続けるより、一緒に考えましょう。そして早めに課題解決を進めていきましょう。**

相談窓口は？…まずはここにお電話を！

静岡県庁 東館 6 階

地方分権・大都市制度担当理事室

経営管理部 地域振興局 市町行財政課

電話：054-221-3272

電話：054-221-3709（行政班）

2094（財政班）

2096（交付税班、市町村税班）

*** 職員勤務時間内の受付となります**

市町の行政職員の皆さん！

例えば、こんなお悩みはありませんか？

～効果的な解決方法や先進事例を一緒に見つけましょう！～

静岡県 地方分権・大都市制度担当理事

静岡県 経営管理部 地域振興局

- 許可、認可の事案において申請者とトラブルが生じた場合、どのような対処をされていますか？ また、法律的な検討は、どのようにされていますか？
- 一般廃棄物の不法投機や悪質業者の不当な商法による被害などが増えた場合、どう対処されていますか？
- 地域で発生した違法行為に対する行政指導や行政処分等において、法律的な検討や刑罰に係る事案の検討はどうされていますか？
- 特定の住民から激しいクレームが続き、正当な権利行使を超え態様や内容が著しく極めて不条理な場合、どのように対処されていますか？ また、住民の正当な権利行使と不当要求行為との限界点を、どのように御判断されていますか？
- 住民監査請求や行政不服審査請求などで、具体の対処等事務処理手続きについて、迷ったりお困りになったりしていることはありませんか？
- 新規事業を立案していて、参考となる情報がほしい、先進事例や法律的な留意点を知りたいなど、立案の段階でお悩みの点はありませんか？
- 日々多忙を極める窓口業務において、時間外勤務の縮減など、何か工夫をしなければと感じていることがありますか？ あるいは窓口業務の遂行で、何か課題等をお感じになっていませんか？
- 公有財産の管理・処分や使用許可、貸付けなどで問題をお感じの事案はありませんか？
- 選挙法や政治資金についての問い合わせなど、地域の政治家の皆さんから相談を受け、回答に苦慮されている事案はありませんか？
- 議会が紛糾し、当局として先例のない対処をする必要が生じた際、どう対処されていますか？

○そのほか、

- ・ 公共施設内の事故や事件
- ・ 公共施設の指定管理
- ・ 道路や水路の管理
- ・ 土地利用や開発行為に係る問題
- ・ 財産区の管理において発生した問題
- ・ 福祉関係事務の処理上の課題や法令の解釈運用
- ・ 消防実務や施策に係る課題
- ・ 政教分離に関する問題
- ・ 教育現場で発生した問題

など、具体的にお悩みになっていることはありませんか？

- * 市町の行政職の皆さん、このように御相談内容は何でも結構です。参考情報がほしい、先例や先進事例がほしい、感想や意見がほしい、…悩みがあつたら、何でもお話しください。御電話でも御訪問でもかまいません。私どもはまずお話を伺い、皆さんと一緒に考えます。(必要に応じ、現場にも伺います。)
- * 行政は住民のための知恵と工夫の集積と言えます。必ず何か、県でお役に立てることがあると思います。日々多忙な業務をお進めになる中、もしお悩みの事案がありましたら、県職員をどんどん活用してください。

行政経営研究会設置要綱

(目的)

第1条 静岡県及び静岡県内市町（以下「県市町」という。）は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、県市町及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、県市町で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討（以下「研究等」という。）を行うため、行政経営研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(研究等の対象)

第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。

- (1) 行政運営に係る事項であって、県市町が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの（既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。）
- (2) その他研究会が必要と認めるもの

(所掌事務)

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県市町が連携して研究等を行う事項（以下「研究事項」という。）の決定に関すること
- (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること
- (3) 研究等の進捗管理に関すること
- (4) 研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針の決定に関すること
- (5) 研究等及び県市町の連携促進等に係る連絡調整に関すること
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること

(研究会)

第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

会 長	静岡県政策企画部長
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）

- 3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、研究会が決定した研究事項（以下「決定研究事項」という。）の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及

び部会の設置を決定することができる。

- 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。
- 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。
- 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。

（事務局）

- 第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。
 - 3 事務局は、伊東市企画部行政経営課、吉田町企画課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県政策企画部政策推進局市町行財政課をもって構成する。
 - 4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県政策企画部理事（県・市町連携推進担当）をもって充てる。

（課題検討会）

- 第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。
- 2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。
 - 3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。
 - 4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
 - 5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に関係する静岡県担当課室がその支援を行うものとする。

（会議の公開）

- 第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

別表（第 4 条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 政策企画部長 静岡県 政策企画部理事（県・市町連携推進担当） 静岡県 政策企画部 政策推進局長（内陸フロンティア推進担当） 静岡県 政策企画部 政策推進局 市町行財政課長 静岡県 賀茂振興局長 静岡県 東部地域政策局長 静岡県 中部地域政策局長 静岡県 西部地域政策局長
静岡県内市町	静岡市 企画局長 浜松市 総務部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部長 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 未来創造部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 都市創生戦略監 御殿場市 企画部長 袋井市 企画財政部長 下田市 企画財政課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 政策創生専門監 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画財政課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 理事 川根本町 総務課長 森町 総務課長
静岡県市長会町 村会総合事務局	事務局長

行政経営研究会設置要綱の一部改正

行政経営研究会設置要綱の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表を次のように改める。

会 長	静岡県理事（地方分権・大都市制度担当）
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）

第6条第3項中「伊東市企画部行政経営課、吉田町企画課」を「第4条第2項の表に規定する副会長の属する市及び町の研究会担当課」に、「静岡県政策企画部政策推進局市町行財政課」を「静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課」に改め、同条第4項中「静岡県政策企画部理事（県・市町連携推進担当）」を「静岡県経営管理部地域振興局長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県理事（地方分権・大都市制度担当） 静岡県 経営管理部 地域振興局長 静岡県 経営管理部 地域振興局 市町行財政課長 静岡県 政策企画部 政策推進局 市町行財政課長 静岡県 賀茂振興局長 静岡県 東部支援局長 静岡県 中部支援局長 静岡県 西部支援局長
静岡県内市町	静岡市 企画局長 浜松市 総務部長 沼津市 市長戦略監兼企画部長 熱海市 経営企画部長 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 総合政策部長 掛川市 理事兼企画政策部長 藤枝市 企画創生部長 御殿場市 企画部長 袋井市 理事兼企画財政部長 下田市 総務課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 政策協働部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長

	南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画財政課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 企画課長 川根本町 参事兼総務課長 森町 総務課長
静岡県市長会町 村会総合事務局	事務局長

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 25 日から施行する。

新旧対照表

改正前	改正後								
行政経営研究会設置要綱	行政経営研究会設置要綱								
(目的) 第1条 静岡県及び静岡県内市町（以下「県市町」という。）は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、県市町及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、県市町で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討（以下「研究等」という。）を行うため、行政経営研究会（以下「研究会」という。）を設置する。 (研究等の対象) 第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。 (1) 行政運営に係る事項であって、県市町が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの（既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。） (2) その他研究会が必要と認めるもの (所掌事務) 第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。 (1) 県市町が連携して研究等を行う事項（以下「研究事項」という。）の決定に関すること (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること (3) 研究等の進捗管理に関すること (4) 研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針の決定に関すること (5) 研究等及び県市町の連携促進等に係る連絡調整に関すること (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること (研究会) 第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。 <table><tr><td>会 長</td><td>静岡県政策企画部長</td></tr><tr><td>副会長</td><td>静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）</td></tr></table> 3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。 4 副会長は、会長を補佐する。 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができ る。 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。 (部会) 第5条 部会は、研究会が決定した研究事項（以下「決定研究事項」という。）の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及び部会の設置を決定することができ 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができ る。 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。	会 長	静岡県政策企画部長	副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）	(目的) 第1条 静岡県及び静岡県内市町（以下「県市町」という。）は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、県市町及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、県市町で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討（以下「研究等」という。）を行うため、行政経営研究会（以下「研究会」という。）を設置する。 (研究等の対象) 第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。 (1) 行政運営に係る事項であって、県市町が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの（既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。） (2) その他研究会が必要と認めるもの (所掌事務) 第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。 (1) 県市町が連携して研究等を行う事項（以下「研究事項」という。）の決定に関すること (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること (3) 研究等の進捗管理に関すること (4) 研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針の決定に関すること (5) 研究等及び県市町の連携促進等に係る連絡調整に関すること (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること (研究会) 第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。 <table><tr><td>会 長</td><td>静岡県理事（地方分権・大都市制度担当）</td></tr><tr><td>副会長</td><td>静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）</td></tr></table> 3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。 4 副会長は、会長を補佐する。 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができ る。 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。 (部会) 第5条 部会は、研究会が決定した研究事項（以下「決定研究事項」という。）の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及び部会の設置を決定することができ 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができ る。 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。	会 長	静岡県理事（地方分権・大都市制度担当）	副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）
会 長	静岡県政策企画部長								
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）								
会 長	静岡県理事（地方分権・大都市制度担当）								
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）								

改正前

改正後

9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。	9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。
(事務局)	(事務局)
第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。	第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。
2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。	2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。
3 事務局は、伊東市企画部行政経営課、吉田町企画課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県政策企画部政策推進局市町行政課をもって構成する。	3 事務局は、 <u>伊東市企画部行政経営課</u> 、 <u>吉田町企画課</u> 、 <u>静岡県市長会町村会総合事務局</u> 、 <u>静岡県政策企画部政策推進局市町行政課</u> をもって構成する。
4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県政策企画部理事（県・市町連絡推進担当）をもって充てる。	4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、 <u>静岡県政策企画部理事（県・市町連絡推進担当）</u> をもって充てる。
(課題検討会)	(課題検討会)
第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。	第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。
2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。	2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。
3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。	3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。
4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。	4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に関係する県市町担当課室がその支援を行うものとする。	5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に関係する県市町担当課室がその支援を行うものとする。
(会議の公開)	(会議の公開)
第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。	第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。
(その他)	(その他)
第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。	第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
附 則	附 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 24 日から施行する。	この要綱は、平成 26 年 4 月 24 日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。	この要綱は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成 27 年 6 月 24 日から施行する。	この要綱は、平成 27 年 6 月 24 日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。	この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 22 日から施行する。	この要綱は、平成 28 年 4 月 22 日から施行する。

9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。	9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。
(事務局)	(事務局)
第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。	第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。
2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。	2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。
3 事務局は、第4条第2項の表に規定する副会長の属する市及び町の研究会担当課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県経営管理地域振興局市町行政課をもって構成する。	3 事務局は、 <u>第4条第2項の表に規定する副会長の属する市及び町の研究会担当課</u> 、 <u>静岡県市長会町村会総合事務局</u> 、 <u>静岡県経営管理地域振興局市町行政課</u> をもって構成する。
4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県経営管理地域振興局長をもって充てる。	4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、 <u>静岡県経営管理地域振興局長</u> をもって充てる。
(課題検討会)	(課題検討会)
第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。	第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。
2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。	2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。
3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。	3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。
4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。	4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に関係する県市町担当課室がその支援を行うものとする。	5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に関係する県市町担当課室がその支援を行うものとする。
(会議の公開)	(会議の公開)
第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。	第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。
(その他)	(その他)
第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。	第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
附 則	附 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 24 日から施行する。	この要綱は、平成 26 年 4 月 24 日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。	この要綱は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成 27 年 6 月 24 日から施行する。	この要綱は、平成 27 年 6 月 24 日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。	この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 22 日から施行する。	この要綱は、平成 28 年 4 月 22 日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 25 日から施行する。	<u>この要綱は、平成 29 年 4 月 25 日から施行する。</u>

行政経営研究会設置要綱

(目的)

第1条 静岡県及び静岡県内市町（以下「県市町」という。）は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、県市町及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、県市町で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討（以下「研究等」という。）を行うため、行政経営研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(研究等の対象)

第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。

- (1) 行政運営に係る事項であって、県市町が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの（既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。）
- (2) その他研究会が必要と認めるもの

(所掌事務)

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県市町が連携して研究等を行う事項（以下「研究事項」という。）の決定に関すること
- (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること
- (3) 研究等の進捗管理に関すること
- (4) 研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針の決定に関すること
- (5) 研究等及び県市町の連携促進等に係る連絡調整に関すること
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること

(研究会)

第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

会 長	<u>静岡県理事（地方分権・大都市制度担当）</u>
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）

- 3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、研究会が決定した研究事項（以下「決定研究事項」という。）の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及

び部会の設置を決定することができる。

- 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。
- 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。
- 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。

（事務局）

- 第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。
 - 3 事務局は、[第4条第2項の表に規定する副会長の属する市及び町の研究会担当課](#)、静岡県市長会町村会総合事務局、[静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課](#)をもって構成する。
 - 4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、[静岡県経営管理部地域振興局長](#)をもって充てる。

（課題検討会）

- 第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。
- 2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。
 - 3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。
 - 4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
 - 5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に関係する静岡県担当課室がその支援を行うものとする。

（会議の公開）

- 第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

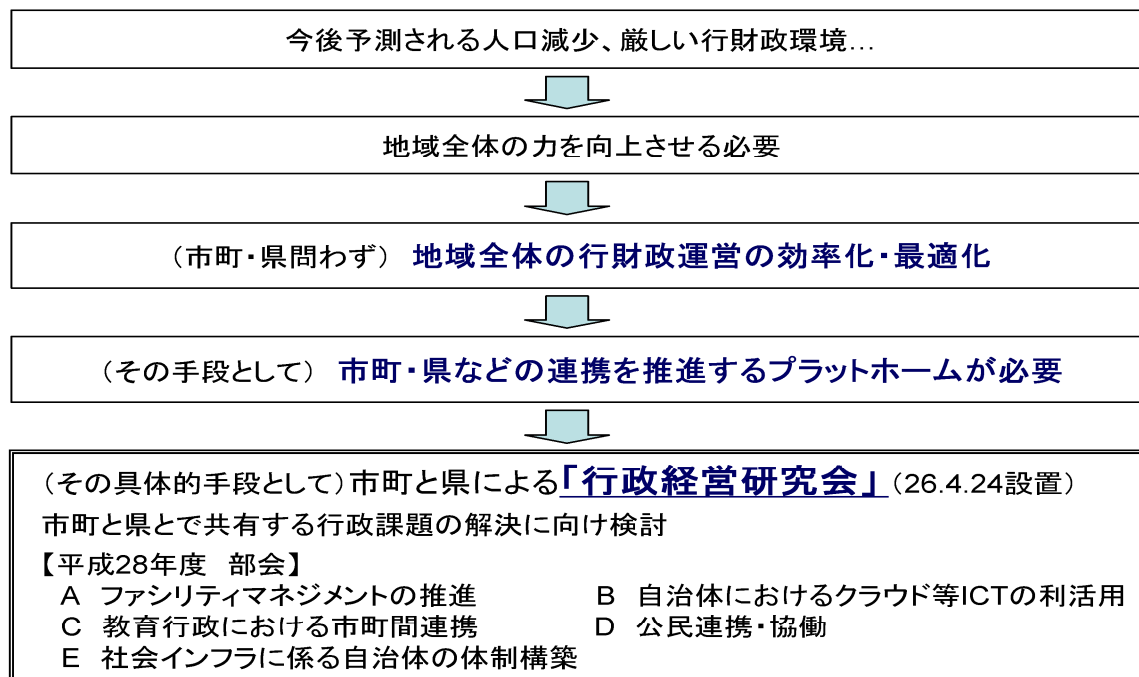
別表（第 4 条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県理事（地方分権・大都市制度担当） 静岡県 経営管理部 地域振興局長 静岡県 経営管理部 地域振興局 市町行財政課長 静岡県 賀茂振興局長 静岡県 東部支援局長 静岡県 中部支援局長 静岡県 西部支援局長
静岡県内市町	静岡市 企画局長 浜松市 総務部長 沼津市 市長戦略監兼企画部長 熱海市 経営企画部長 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 総合政策部長 掛川市 理事兼企画政策部長 藤枝市 企画創生部長 御殿場市 企画部長 袋井市 理事兼企画財政部長 下田市 総務課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 政策協働部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画財政課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 企画課長 川根本町 参事兼総務課長 森町 総務課長
静岡県市長会町 村会総合事務局	事務局長

行政経営研究会の研究事項

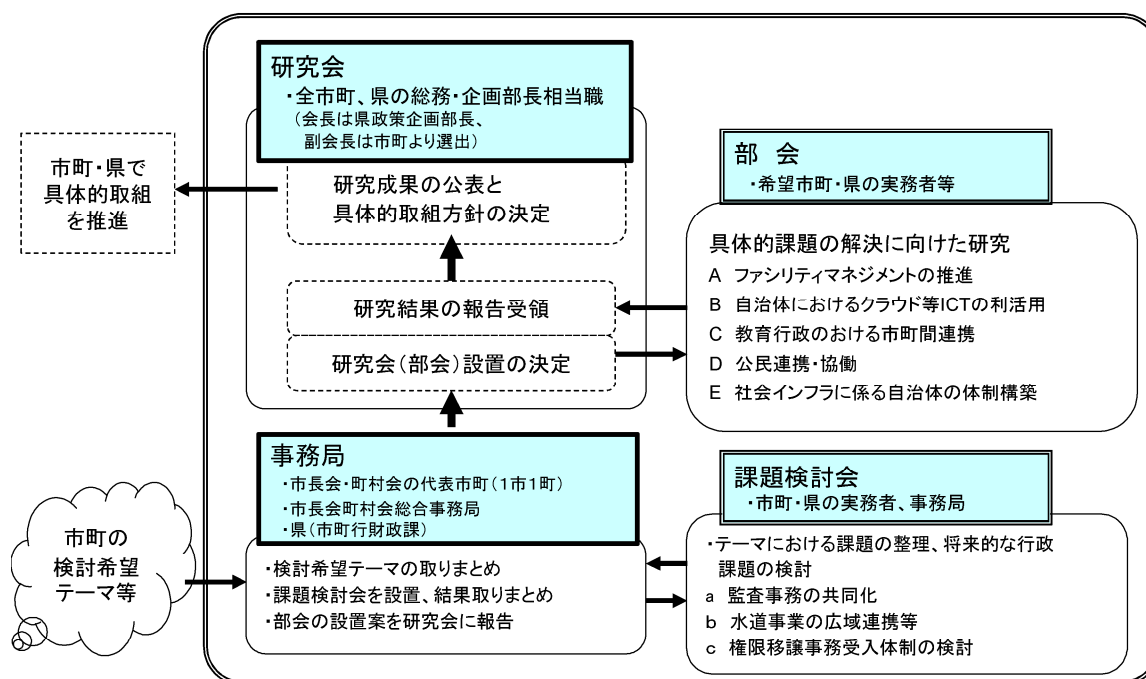
1 行政経営研究会の理念

行政経営研究会の理念



2 行政経営研究会の組織と仕組み

行政経営研究会の組織と仕組み



3 平成 28 年度及び平成 29 年度の研究事項

資料 2

【部 会】

平成 28 年度（5）	→	平成 29 年度（3）
A ファシリティマネジメントの推進	<u>継続</u>	A ファシリティマネジメントの推進
B 自治体におけるクラウド等 ICT の利活用	<u>継続</u>	B 自治体におけるクラウド等 ICT の利活用
C 教育行政における市町間連携	賀茂地域広域連携会議で継続	—
D 公民連携・協働	<u>継続</u>	C 公民連携・協働
E 社会インフラに係る自治体の体制構築	終了	—

【課題検討会】

平成 28 年度（3）	→	平成 29 年度（4）
a 監査事務の共同化	終了	—
b 水道事業の広域連携等	<u>継続</u>	a 水道事業の広域連携等
c 権限移譲事務受入体制の検討	<u>継続</u>	b 権限移譲事務受入体制の検討
—	<u>新規</u>	c 地方公会計の活用
—	<u>新規</u>	d マイナンバーカードの利活用等

行政経営研究会

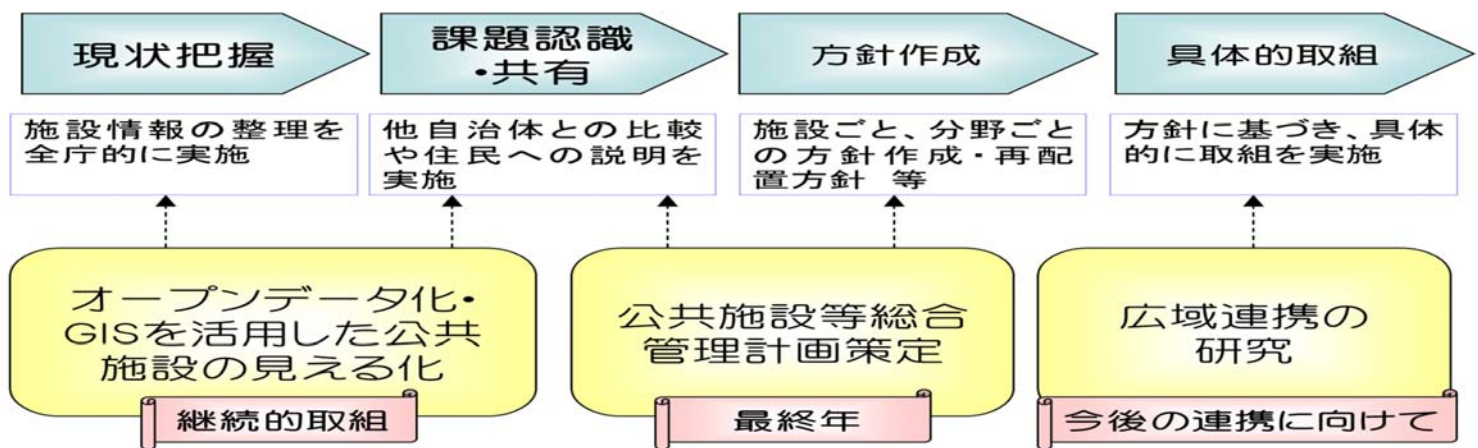
平成28年度報告及び平成29年度研究事項

平成29年5月25日

H28部会A ファシリティマネジメントの推進(管財課)

28年度の研究成果

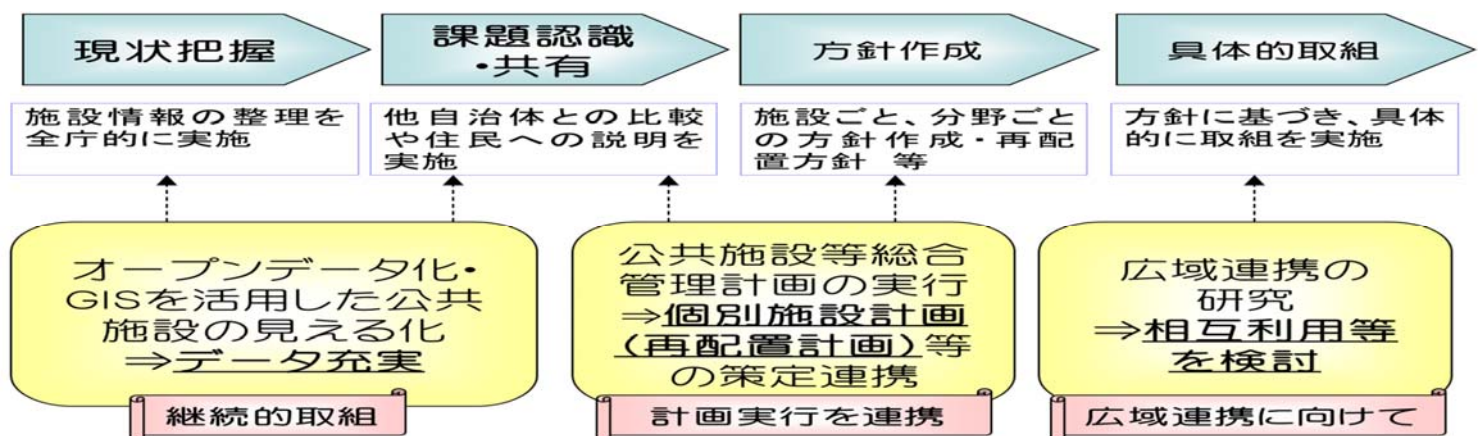
- 公共施設のオープンデータ化、GISを活用した施設の見える化・・・継続
- 公共施設等総合管理計画の策定に係る市町支援・・・継続(最終年)
- 県内のFMの取組状況、広域連携の可能性について整理、とりまとめ
⇒「公共施設マネジメントの状況」作成



H29部会A ファシリティマネジメントの推進(管財課)

29年度の研究方針

- 公共施設のオープンデータ化、GISを活用した施設の見える化
⇒ 更なるデータの充実
- 公共施設等総合管理計画の策定に係る市町支援
⇒ 計画実行や再配置計画策定について連携して取り組む
- 広域連携に向けた取組
⇒ 更に研究を進め、まずは「相互利用」から取り組むことを検討



28年度の研究結果

○自治体クラウドの推進

- ・自治体クラウド導入に向けた検討グループの決定
データ形式、市町の要望等をもとに導入検討グループを決定（全5グループ）し、
討議を開始

○オープンデータの推進

- ・オープンデータ公開市町数が増加（H27年度末 25市町→H28年度末 33市町）
- ・公開項目数（H27年度末 738項目→H28年度末 1,180項目）

○ICT-BCPの策定

- ・本県独自のICT-BCPサンプルを作成（未策定市町に対する策定支援に活用）

29年度の研究方針

○自治体クラウドの導入

- ・導入に向けた検討グループによる討議
- ・CIOアドバイザーの市町訪問による個別支援 等

○オープンデータの利活用推進

- ・新たな利活用方法の検討、最新情報等の提供
- ・官民データ活用推進基本法に関する情報提供
- ・公開予定市町への個別支援 等

○ICT-BCPの策定

- ・未策定市町に対する個別策定支援

28年度の研究結果

○教育行政における市町間連携

平成29年4月から、5町で3人の指導主事を共同で設置。市の1名と県派遣継続の1名の計5名で体制を維持。賀茂1市5町及び県で指導主事の事務の連携を図っていくため、平成28年12月の各市町議会において、共同設置規約(5町)、市町と県の連携協約を議決した結果、連携協約がH29.1.31に発効。

	現 状	H29. 4～
合 計	6名	5名
下田市	1名	1名
5 町	(各1：県派遣)	3名
県派遣	(5：再掲)	1名

○賀茂地域教育振興方針

平成28年度中に賀茂地域教育振興方針を策定し、義務教育・社会教育における広域処理対象事業などをパッケージ化。

H29.2.21開催の第12回賀茂地域広域連携会議において、「賀茂地域教育振興方針」について、協議・策定。

7

教育行政における市町間連携(教育委員会教育総務課)

29年度の研究方針

「行政経営研究会」の部会としては本年度末をもって終了
賀茂地域広域連携会議の専門部会として以下を継続検討

○指導主事の連携のあり方

業務実施の中で、見えてくる課題等に対し、適宜見直しを行い、賀茂地域の教育支援に努める

○「賀茂地域教育振興方針」

振興方針の進捗管理を行う

28年度の研究成果

○業務協働

平成27年度の研究成果をベースに、「協働効果測定手法の研究ワーキンググループ」及び個別の関係者ヒアリングによる研究結果から、書籍を出版。



○施設民活

1「施設民活ワーキンググループ」設置と開催

指定管理者制度に特化した研究を進めた。

①市町の指定管理者制度の運用担当者への調査

②熊本地震における指定管理者制度の現場についてヒアリング

2「ふじのくに企業等への施設紹介フェア2016」の開催

3県では具体的な制度運用に反映

静岡県「指定管理者制度の手引」を改訂

29年度の研究方針

○部会の開催予定

- ・年度当初1回開催するほか、年度末に最終結果の報告を予定

○ワーキンググループの開催

1「施設民活」

- ・引き続き研究を継続予定
- ・指定管理者制度の運用現場Q & A
- ・指定管理者制度における自主事業の事例研究
- ・コンセプション 等

2「業務協働」

- ・市町の皆様のご意見を踏まえ、必要に応じ検討事項を設定

28年度の研究成果

区分	県支援策など	
A 人材確保の取組	※長 期	○長期技術職員派遣制度【新規】
	通 常	○技術職員等市町派遣制度【現行】
	短 期	○発注者支援機関の活用【新規】
	災害時	○賀茂地域「ふじのくに災害復旧支援隊」【新規】
B 研修の実施	○土木技術職員研修の実施【継続・拡充】	
C 外部資源の活用	○発注者支援機関の活用【新規】【再掲】	
D その他の取組	○県による一括発注支援【継続】	

※「長期技術派遣制度」については、市町間における連携を促す仕組みとなるよう、平成29年度以降も県関係課において継続検討

11

社会インフラに係る自治体の体制構築（市町行財政課、交通基盤部総務監）

29年度の方針

○平成28年度をもって行政経営研究会における検討を終了する。

○なお、今回の部会における検討事項のうち、引き続き制度検討が必要なもの及び施策実施にあたり改正を必要とすることとなったものについては、県担当課において対応する

28年度の研究成果

検討項目	検討事項・成果	期待される効果
○「監査のあり方」に関する検討	・「地方公共団体の監査のあり方」の策定	・監査に関する課題の認識共有 ・課題検討会における検討方針の明確化
○監査事務の様式・マニュアル等の共有化の検討	・先進団体の事例研究 ・参加団体間の事例集約 ・標準様式(例)の作成 ・各種監査様式(例)の一覧化 ・監査の着眼点の共有	・左記を活用した監査事務・監査事項に係る業務改善 例) 新様式の採用 監査項目の追加 着眼点の活用 など
○監査事務の共同化による課題対応の検討	・共同化の事例研究、ディスカッション、具体的検討の意向確認(希望団体なし) ・参加団体間で監査手順・業務量等の情報の集約・共有化	共同化につながった事項はなかったものの、監査事務に係る情報共有・連携の必要性を確認 ⇒ 必要に応じ情報交換を行う土壌(課題検討会参加団体間)形成
○監査委員事務局間の連携強化	・主に町における事務局間の連携手法に関する検討 ・監査事務連絡会議の設置(賀茂地域1市5町)	・継続的な連携の仕組(情報交換・共有のための定期的な会議等の開催)による監査執行体制の強化

監査事務の共同化(市町行財政課)

29年度の方針

○平成28年度をもって行政経営研究会における検討を終了する。

○今回の課題検討会における検討事項以外に検討が必要な事項が発生した場合には、必要に応じて市町行財政課から調査、照会等を行い、市町間での共有化を図ることとする。

28年度の研究成果

<H28年度の取組方針>

- 全市町の水道事業課及び企画・財政担当課が参加
- 年2回の「全体会」とともに水系別の5地区(賀茂、駿豆、静清富士、大井川、遠州)で具体的な課題を検討する「地区別検討会」を開催
- 賀茂地域においては「賀茂地域広域連携会議」の専門部会として位置付け、他地区に先行して連携プランの検討、「共通仕様書」の作成を行う

<H28年度の取組成果>

- ① 地区毎の課題と連携の検討の方向性の整理
- ② アセットマネジメント及び「経営戦略」の早期着手の必要性について各市町が共通認識
- ③ 賀茂地域の先進的な取組成果を全市町にフィードバック
(「経営戦略・水道事業ビジョンの共通仕様書」の提供等)

15

29年度の研究方針

○地区別の取組

地区	H29年度の取組
賀茂	○アセットマネジメント・ダウンサイジングを反映した「経営戦略」、「水道事業ビジョン」の策定着手 ○「共同購入」、「事務の標準化」等の短期的に実現可能性のある連携の検討
駿豆	○料金徴収事務の共同化、指定工事店の指定書式の統一、共同研修会等の検討 ○「東部4市2町水道事業研究会」で取組内容を協議
静清富士	○災害時の連携等、情報共有したい内容を改めて調査し検討 ○コンビニ収納の共同発注について検討
大井川	○委託業務の共同化(料金徴収の共同委託等)の検討 ○各市町の委託内容と状況を調査し整理する
遠州	○アセットマネジメント、「経営戦略」「水道事業ビジョン」の進捗状況等に応じ検討

○追加提案事項

- 対策① 各事業体における資料整理(固定資産台帳、水道事業ビジョン等)状況の把握(県)
- 対策② 「簡易アセットツール」の活用促進と財政収支見通しの概略把握(市町・県)
- 対策③ 水道台帳と一体的に広域水道地図を策定(市町)

16

28年度の研究成果

○事務の共同処理に向けた検討

共同処理

「事務の委託」等の手法を活用して共同処理ができないか検討

検討事例：NPO法人認証事務、保安関係法令事務

○県の支援体制の充実

ア 説明会の開催の充実

農地法の農地転用の許可事務、旅券法の旅券申請受付・交付事務 等

⇒ 専門研修の実施、実務に関する実践的な内容の充実

イ 随時の相談体制の強化

生活環境の保全等に関する条例に係る騒音・振動・悪臭の事務 等

⇒ 市町からの相談への迅速・丁寧な対応

ウ マニュアル整備等

工場立地法の特定工場設置等の届出の受付 等

⇒ 申請案内のパンフレット、申請書の記入例の作成、個別相談事例の紹介

エ 財政措置

旅券法の旅券の査証欄の増補事務、動物愛護法の犬・猫等の肢体収容事務 等

⇒ 事務処理時間等の見直し

オ 事務の返上

自然公園法の特別地域内における行為の許可等に係る申請書の受付事務、

森林法の保安林の伐採の許可・届出の受付事務

⇒ 挙げられた課題の検証を行い、市町において継続して執行することに合意

17

29年度の研究方針

<次期権限移譲推進計画の基本方針>

地域自立を実現する「静岡型」権限移譲の推進～住民サービスの向上と市町の自主性・自立性の強化～

【基本方針の具現化の視点】

- ・権限移譲事務の質の向上
- ・市町間連携による移譲事務の処理
- ・市町の意向を踏まえた権限移譲計画の推進
- ・PDCAサイクルの確立



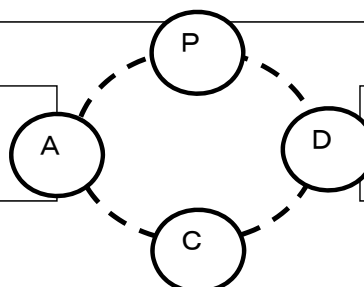
毎年度の検証を実施

⇒ 平成29年度も引き続き
課題検討会を実施

PDCAサイクル

権限移譲推進計画
(平成29年度～平成31年度)

継続的な改善による住民サービスの
向上等に資する事務移譲の推進



市町の意向を十分に踏まえた権限移譲
の着実な推進

権限移譲の効果の検証・課題の抽出
(県・市町権限移譲推進協議会・課題検討会)

18

29年度の研究方針

○課題と基本方針

県及び県内の全市町は、総務省からの要請を踏まえ、平成29年度から統一的な基準による地方公会計を本格的に導入する。

この導入により、財務状況の団体間の比較が可能となることに加え、資産等の情報が「見える化」され、公共施設のマネジメントが推進されるなど、様々な活用効果が期待される。

この機をとらえて、県内市町とともに、積極的な活用を推進していく。

○検討の方向性

1 研究会の開催

- ・財務諸表についての実践的理解を深めるための県・市町職員の研修会を開催

2 実態調査

- ・29年度からの本格導入に対する各市町の対応状況(委託・直営、活用方針等)の確認

3 具体的な活用についての検討

- ・国が決算統計の団体間比較のため発表する財政状況資料集の具体的な活用方法の検討
- ・先進導入団体におけるセグメント分析等への活用事例の紹介
- ・今後の公共施設マネジメントへの具体的な活用検討

複式簿記導入メリット
の実践的理解



・財政状況のより正確な把握
・公共施設最適化への活用

19

H29課題検討会d マイナンバーカードの利活用等(市町行財政課)

29年度の研究方針

○課題

国は、マイナンバーカードやマイナポータルを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討を進めるとともに、地方公共団体に対し積極的な検討を求めている。

マイナンバーカード等の利活用方法については、今後も拡大されることが見込まれるため、対応に遅れが生じないよう、県と市町において連携し、課題検討を行う。

○検討の方向性

県及び市町において課題検討会を設置し、次の主要テーマについて、「最新情報の共有」や「他県等における先進的な取組状況の把握」、「本県市町における課題等の洗い出しと対応方法の検討」を行う。

主要テーマ	個別検討事項の例
○マイナンバーカードの申請促進策	申請補助、勤務先等経由申請方式
○マイナンバーカードの多目的利用	コンビニ交付、マイキープラットフォームの活用、自治体ポイントの活用
○マイナポータルへの対応	自己情報表示機能、お知らせ機能、子育てワンストップサービス

20